

生駒市が保護者が大学院生である子どもの保育所入所選考基準を見直しました

生駒市は、平成 26 年 4 月から保育所入所の選考基準を見直し、保護者が大学院生である子どもは、これまでより保育所への入所が優遇されることになりました。

従来生駒市が定めている保育所入所の選考基準では、子どもの保護者が学生である場合には、会社等の就労者と比較して低い基準点数での選考となっていました。

なお、この学生の範囲の中には、全ての学生が含まれており、大学院生もこれに含まれていました。

しかし、大学院生が教育研究に従事するスタッフであるということは、グローバルスタンダードであり、在学中に育児・出産をすることは、珍しいことではないものとなっています。

そこで、保護者が大学院生である場合の保育所入所選考について、学生とは別の就労者と同等の基準点数での選考が行われるように、本学から生駒市に保育実施選考基準の見直し要望を行いました。

その結果、学生の中でも、特に大学院生は教育研究に従事する就労者の項目に準じて、平成 26 年 4 月入所の選考から会社等の就労者と同等の基準で選考が行われるようになりました。

なお、この基準の見直し後、実際に生駒市保育所に入園希望であった本学大学院生（留学生）の子どもの入園が、平成 26 年 4 月から第一希望の保育園で認められました。

(参考) 平成 26 年度生駒市保育実施選考基準点数表 (一部抜粋)

類型	細目		適用	指数
家庭外労働	外勤	週 5 日	週 5 日以上かつ 1 日 7 時間以上勤務している場合	9
			週 5 日以上かつ 1 日 6 時間以上勤務している場合	8
			週 5 日以上かつ 1 日 4 時間以上 6 時間未満勤務している場合	7
		週 4 日	週 4 日以上かつ 1 日 7 時間以上勤務している場合	7
			週 4 日以上かつ 1 日 4 時間以上 7 時間未満勤務している場合	6
		自営	中心者である場合は「外勤」に準ずる	6～9
	協力者である場合は「外勤」に準ずるが、最高指数は「8」とする		6～8	
	保護者が学生		保護者が週 4 日以上かつ 1 日 4 時間以上修学している場合	6

*従来大学院生は、「保護者が学生」の項目が適用されていましたが、今回の基準見直しにより、「外勤」の項目として適用されることとなります。